

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
火薬類取締法第3条に基づく火薬類製造営業許可	60日	60日
火薬類取締法第10条第1項に基づく製造施設、製造方法の変更	1月	1月
火薬類取締法第15条第1項に基づく完成検査	1月	1月
火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の指定	25日	25日
火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の更新	25日	25日
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の認可	1月	1月
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の認可	1月	1月
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の指定	25日	25日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の更新	25日	25日
火薬類取締法第45条の29第1項の規定に基づく指定完成検査機関の業務規程の認可	25日	25日
火薬類取締法第45条の38第2項の規定に基づく指定保安検査機関の業務規程の認可	25日	25日
火薬類取締法施行規則第32条に基づく危険の虞のない場合の特則の承認	60日	60日